

1 遺言書の記載例①

～不動産と預金を推定相続人に相続させる場合～

実際の遺言書の記載例から民法上の要件や本制度を利用する上でのルールと注意事項を見てみましょう。

記載例①は財産目録を添付しないで作成した遺言書になります。

余白5ミリメートル以上

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する以下の不動産を、
長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

（1）土地
所在：東京都千代田区九段南一丁目
地番：〇番〇 地目：宅地 地積：〇〇平方メートル

（2）建物
所在：東京都千代田区九段南一丁目〇番地〇
家屋番号：〇番〇 種類：居宅 構造：〇〇
床面積：〇〇平方メートル

2 遺言者は、遺言者の所有する以下の預金のすべて
を、長女遺言雪子（昭和〇年〇月〇日生）に相続
させる。

（1）〇〇銀行〇〇支店（店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇〇）
（2）〇〇銀行〇〇支店（店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇〇）

令和5年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言太郎 遺言 1/1

余白10ミリメートル以上

用紙がA4サイズ

文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものである必要があります。

余白の確保

上側5ミリメートル以上
下側10ミリメートル以上
左側20ミリメートル以上
右側5ミリメートル以上の余白が必要です。

片面のみに記載

裏面にはなにも記載しないようにします。
契印も不要です。

ページ番号を記載

遺言書本文・財産目録には、各ページに
通し番号で、ページ数を記載します。

遺言書全文の自書

ボールペン等の容易に消えない筆記具を
使って作成します。

遺言書の作成日付の自書

作成日付は、遺言書を作成した年月日を
具体的に記載する必要があります。

✗「〇年〇月吉日」などの記載は不可

遺言者の署名

遺言者の氏名は、住民票などの記載ど
おりに記載します。

✗ペンネームの記載は不可

遺言者の押印

押印は認印でも問題ありませんが、スタ
ンプ印は避けてください。

本制度の様式上のルールについて

民法上の要件に加え、本制度を利用する場合に、
守っていただかなければならない様式上のル
ールがあります（法務局における遺言書の保管等
に関する省令別記第1号様式）。

- ① A4サイズ
- ② 上側5ミリメートル以上、下側10ミリメー
トル以上、左側20ミリメートル以上、右側5ミ
リメートル以上の余白を確保する
- ③ 片面のみに記載
- ④ 各ページにページ番号を記載
（1枚のときはページ番号の記載は不要）
複数ページでも、とじ合わせない
（封筒も不要）



遺言書の全文、日付、氏名の自書と押印（民法第968条第1項の要件）

自筆証書によって遺言をするには、遺言書の全
文、遺言の作成日付及び遺言者氏名を、必ず
遺言者が自書し、押印する必要があります。
記載例①を見てみると、この要件を満たしてい
ることがわかります。

財産の特定について

財産目録を添付せずに、遺言書本文に財産を
自書する場合は、財産の特定について疑義が
生じないように、不動産の場合は登記事項証
明書等で確認するなどして、間違いがないよう
に記載する必要があります。

